

西新宿先端サービス実装・
産官学コンソーシアム
サービス・技術提供会員公募要領

目次

1. 先端サービス実装・産官学コンソーシアムの概要	1
(1) 公募の背景・目的.....	1
(2) コンソーシアムの設立趣旨	1
2. コンソーシアムの運営	2
(1) 規約	2
(2) 組織	2
(3) 運営の現状	3
3. 事務局による支援.....	3
4. コンソーシアムの活動	4
(1) 各会員のサービス実装に向けた活動	4
(2) 分科会活動	4
(3) 先端サービスの将来の担い手となるデジタル社会人材育成に向けた協力 ...	4
5. 公募の概要.....	5
(1) 公募対象	5
(2) サービス・技術提供会員の権利と義務	5
(3) 公募要件.....	6
6. 公募の流れ.....	7
(1) 質問票.....	7
(2) 入会までの流れ.....	7
7. 応募書類提出方法.....	8
(1) 提出書類	8
(2) 提出方法	8

(3) 提出先.....	8
8. 問合せ先(事業受託先連絡先).....	8
9. 事業受託者の企業情報	9
Appendix① 別添資料一覧	10

1. 先端サービス実装・産官学コンソーシアムの概要

(1) 公募の背景・目的

都は2019年8月に「TOKYO Data Highway 基本戦略」を発表し、西新宿エリアを5Gの重点整備エリアの一つに位置付け、5Gをはじめとする高速モバイルインターネット網の早期構築に向けた整備を進めています。また、2019年12月に発表した「未来の東京」戦略ビジョンでは、西新宿エリアを「スマート東京」先行実施エリアと位置付け、5G等先端技術を活用した分野横断的なサービスの都市実装に向けた取組を推進しています。

こうした先行的な取組を進める西新宿において、先端技術を活用したスマートシティサービス（以下、「先端サービス」という。）の都市実装を加速させるため、2022年度には、企業や大学等の多様な主体が集積した「西新宿先端サービス実装・産官学コンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）を設立し、サービス実装に向けたプロジェクトを実施しました。

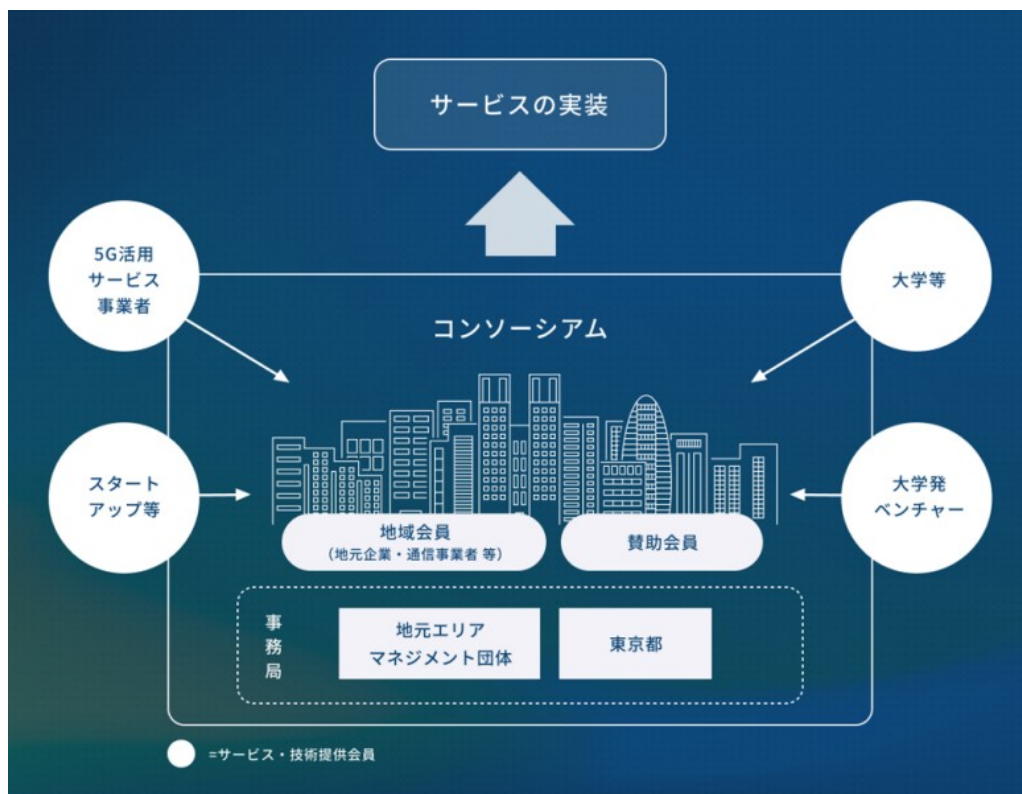
(2) コンソーシアムの設立趣旨

先端サービスの都市実装を加速するため、地域と連携しながら、西新宿にサービス提供事業者、スタートアップ、大学等の多様な主体が参画しサービスの都市実装に取り組むコンソーシアムを組成します。

本コンソーシアムは先端サービスの都市実装を目的としています。都市実装とは、定常的にサービスが提供され都民の多くが生活の中で体験している状態を指し、ごく限られた期間だけサービスが提供される実証事業の実施にとどまるものではありません。

あわせて、本コンソーシアムを活用し、サービスの将来の担い手となるデジタル社会人材の育成に貢献することも目指します。

事業イメージ



※一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会

2. コンソーシアムの運営

(1) 規約

本コンソーシアムの運営は西新宿先端サービス実装・産官学コンソーシアム規約に基づいて行います。

(2) 組織

本コンソーシアムは以下の組織により運営します。

① 事務局

東京都デジタルサービス局及び一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会(以下「エリマネ」という。)が担います。

参考：新宿副都心エリア環境改善委員会 公式ホームページ

(<https://welcometoshinjuku.jp/>)

② サービス・技術提供会員(今回の公募対象)

次のいずれかに該当し、本コンソーシアムの主要な活動に関わる企業、大学等

(ア) 先端サービスの開発と提供を担う団体(他の団体と協働で先端サービス

の開発と提供を担う企業等の団体を含む。)

(イ) 先端的な技術を有し、その技術の都市実装のための活動を行う団体

(ウ) 先端サービスの都市実装の加速に資するような先端的な知見を提供する団体

③ 地域会員

サービス・技術提供会員と連携し、フィールドの積極的な活用等を通じて、サービス・技術の都市実装に取り組む、企業、自治体、大学等

④ 賛助会員

本コンソーシアムの目的及び事業に賛同して入会し、本コンソーシアムの取組に協力する企業、自治体、大学等

⑤ 分科会

共通のテーマで活動する会員同士が、連携して都市実装に向けた課題解決に取り組むために、テーマ別で設定される活動組織

※サービス・技術提供会員には、原則、自らの活動に関連するテーマの分科会の構成員となつていただきます。

⑥ 分科会リーダー

自薦若しくは他薦（事務局からの他薦を含む。）により、関係者協議の上、事務局が分科会リーダーを選任します。

分科会リーダーは、事務局や他の会員と協力しながら分科会を企画推進します。具体的には、分科会テーマの検討、構成員の選定と勧誘、分科会活動計画の作成、各種活動における企画推進・資料作成・構成員等との調整を担います（事務局は、分科会の初期的な企画・提案を行うほか、分科会運営の補助を行います。）。

(3) 運営の現状

現在の会員や分科会の活動状況等については特設ページ（URL：<https://www.5gconsortium.metro.tokyo.lg.jp/>）を参照ください。

3. 事務局による支援

(ア) 申請ワンストップ窓口の利用・実施場所調整支援

先端サービスや関連技術(*1)の都市実装に向けた取組を行うに際し、必要となる手続きや作成書類の情報を一元的に提供する窓口を地域会員と連携して設置運営し、サービス・技術提供会員による各種申請等の効率化を図ります。また、都有地や民有地等を先端サービスや関連技術の都市実装に向けた取組を行う場所として活用する場合の土地保有者等との調整を、地域会員と連携して支援します。

(イ) 地域からの協力・フィードバック

事務局の仲介により、エリマネ会員企業や地域主体(商店街やエリアコミュニティ)から、先端サービスや関連技術の都市実装に向けた取組への協力やアンケート等によるフィードバックを提供します。

(ウ) エリア内データの利活用の支援

事務局や地域会員が保有するデータの提供やサービス・技術提供会員による地域内データの取得に係る支援を行います。

(エ) プロモーション

事務局が企画運営するホームページ、スマートシティイベント（仮称）、年度末の成果報告会を通じて、先端サービスや関連技術の都市実装に向けた取組について、広く一般に発信する機会を提供します。

(オ) 他エリア展開の支援

サービス・技術提供会員が他エリアへのサービス展開を希望する場合には、事務局から他のスマート東京先行実施エリアの担当者等の紹介を行い、先端サービスや関連技術の都市実装に向けた取組について他エリアへの横展開を支援します。

(*1) 関連技術とは、サービスの都市実装に必要な要素技術を指します。

4. コンソーシアムの活動

(1) 各会員のサービス実装に向けた活動

各会員は、将来的に先端サービスを都市実装することを目的に、先端サービスの開発、提供又はそのための準備を行います。必要に応じて、事務局による支援を活用するほか、他の会員との協働を行います。

(2) 分科会活動

分科会活動の詳細は、各分科会リーダー企画の下、次のような活動を想定しています。

(ア) 情報交換会：

サービスや技術の都市実装に向けた、ビジネス・制度・技術等の各側面の課題を討議するために開催される情報交換会

(イ) オンラインコミュニティ(Slack 等)における情報交換・意見交換

(ウ) 共同活動：

共同でアンケート実施する、行政機関との交渉を共同で行う、各団体に共通的な技術的課題の解決を共同で研究する 等

(3) 先端サービスの将来の担い手となるデジタル社会人材育成に向けた協力

本コンソーシアムで開発する先端サービス等を通じて様々な社会課題の解決に

取り組む人材の育成への協力を行います。

具体的には、デジタルを活用した取組に関心のある学生を対象に以下の活動への協力を実施します。

① 小中学生等へのサービス体験機会の提供

先端サービスの都市実装見学機会の提供 等

② デジタル講座への登壇

ゲストスピーカーとしての登壇、事前打合せへの対応 等

(4) スマートシティイベント（仮称）への協力

都が開催するスマートシティイベント（仮称）にて、本コンソーシアムで開発された先端サービスを提供し、都民によるスマートサービスの体験への協力を実施します。

5. 公募の概要

(1) 公募対象

本コンソーシアムの設立趣旨に賛同し、サービス・技術提供会員として西新宿における先端サービスや関連技術の都市実装に向けた以下の活動に取り組む企業や大学等を公募します。

① 将来的に都内各所において共通する西新宿エリア課題の解決に貢献するサービスや技術の都市実装を目指す(他の団体との協働で行う場合を含む。)

② ①に向けて、入会する年度において、西新宿エリア又はその他のエリアにおいて先端サービスの提供又はそのための準備を行う

(2) サービス・技術提供会員の権利と義務

(ア) サービス・技術提供会員の権利

① 「3. 事務局による支援」に記載した各種の支援を受けることができる。

② 「4. コンソーシアム活動 (2)分科会活動」に記載した活動を通じ、分科会を構成する他の会員団体との協働をすることができる。

(イ) サービス・技術提供会員の義務

規約を遵守すること。具体的には以下の義務を負う。

① 活動計画書に基づき、先端サービスや関連技術の都市実装に向けた取組を行い、年度内の半期毎（上半期：9月末頃、下半期：3月末頃）に活動報告書を提出し、成果報告を行う。なお、入会日が、4月1日～9月30日までの場合上半期分、入会日が10月1日～3月31日までの場合下半期分、の活動報告書提出は不要です。

また、共同参加の場合、活動報告書の提出は代表団体が行う。

- ② 原則、分科会の構成員となる。
- ③ 他のサービス・技術提供会員が行うユーザテストへの参加を行う(努力義務)。
サービス・技術提供会員の先端サービスや関連技術の都市実装に向けた取組においては、サービスの効果検証等のためにユーザテスト(アプリを利用して、利用の感想をフィードバックする等)を行うことがあります。これに対して他のサービス・技術提供会員企業の従業員がユーザとして参加することを想定しています。

(3) 公募要件

- (ア) 各種活動実施に当たり、関係法令を順守し、その安全性を確保すること。
- (イ) 各種活動実施は、申込者の責任で行うこと。各種活動実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、申込者がその費用を負担するものとする。また、申込者は、各種活動の実施において、参加者に傷害が生じた場合に備え、必要に応じて保険等に加入すること。
- (ウ) 法令等に違反して、刑罰、許認可等取消し及び金銭の納付等の処分を受けたことがなく、公募期間終了日時点においてそれらの処分等を受けるおそれのある事実がないこと。
- (エ) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- (オ) 申込時に都からの指名停止措置が講じられていないこと。また、公的機関(政府、地方公共団体及びそれらの関係機関)との契約における違反がないこと。
- (カ) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、将来においても行わないこと。
- (キ) 政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人でないこと。
- (ク) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がいないこと。
- (ケ) 共同参加を認める。ただし、共同参加の代表団体以外の申込者についても、代表団体と同様に、本要領及び規約で定める内容を遵守すること。また、提案において役割分担を明示すること。
- (コ) 各種活動の実施は、申込者の責任で行うものとする。なお、事業の実施に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)等については、事務局は一切責任を負わないことを了承すること。

6. 公募の流れ

(1) 質問票

質問がある場合には、質問票（様式 3）を以下問合せ先までメールにて提出ください。質問は随時受け付け、質問に対する回答は特設ページ（URL：<https://www.5gconsortium.metro.tokyo.lg.jp/news/>）にて掲載する予定です。

提出先：先端サービス実装コンソーシアム事業事務局

提出先メールアドレス：jpabsmartservice@abeam.com

件名：【先端サービスコンソーシアムに関する問い合わせ】貴団体名

(2) 入会までの流れ

応募書類を受領後、事務局にて以下観点で活動計画書の書類点検を行います。その上で必要に応じて応募者とも協議を行い、入会可否を判断いたします。

なお、当該書類点検は審査や応募団体間の相対評価を行うものではなく、定性的に要件を満たせば入会の承認をいたします。

- ① 将来的に、以下 2 要件の両方を満たす活動が計画されているか(他の団体との協働で行う場合を含む。)。

(ア) 西新宿エリアの課題への貢献性

都内各所において共通する西新宿エリア課題 (*1) の解決に貢献するサービスや関連技術の都市実装が検討されている。

(イ) 都市実装に対する志向性

当該サービスや関連技術の都市実装に向けた課題とその解決に向けた方針やスケジュールが明確である。

- ② 入会する年度において以下 2 要件の両方を満たす活動が計画されているか(他の団体との協働で行う場合を含む。)。

(ア) 活動の内容

都市実装の確度が高いサービスに関する以下 4 つの活動いずれか又はその組み合わせである

- a. 都民に対してサービス提供を行う。
- b. サービス実証又は技術検証を行う（プロトタイプ作成等）。
- c. サービスや技術の都市実装確度を高めるための事前調査を行う（顧客ニーズヒアリング、現地実地調査等）。
- d. サービスや技術の都市実装に必要なパートナーの探索や連携交渉を行う。

(イ) 活動の場所

西新宿エリアとの関連性が明確である。

- a. 西新宿エリアにおける活動である。若しくは、
- b. 西新宿エリア以外での活動であるが、サービス内容が 2023 年度以降に西新宿エリアへの展開を想定しているものである（したがって、例えば、過疎地域・中山間地域に限って提供されうるサービスは対象外）。

書類点検完了後、入会決定通知を事務局よりメール送付し、入会が完了します。

(*1) 西新宿エリアの課題については、別紙 1「西新宿エリアの課題」を参照ください。

7. 応募書類提出方法

(1) 提出書類

① 西新宿先端サービス実装コンソーシアム入会申込書（様式 1）

② 活動計画書（様式 2）

※PPT 形式及び PDF 形式で提出ください。

※当資料は、都のプレス資料として活用する場合があります。

③ 活動計画書 補足説明書類（提出任意・自由様式）

※ コンソーシアム入会申込書（様式 1）で「共同参加」を選択された場合は、活動計画書（様式 2）は共同参加の代表団体のみが提出する形で結構です。

(2) 提出方法

提出書類のデータをメールにて送付ください。

※クラウドストレージ等へのアップロードではなく、メールへのデータ添付にて送付ください。

件名：【先端サービス実装コンソーシアム参加申込】貴団体名

※データ容量は 20MB 以下としてください。

(3) 提出先

先端サービス実装コンソーシアム事業事務局

提出先メールアドレス：jpabsmartservice@abeam.com

8. 問合せ先(事業受託先連絡先)

本事業、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式 3）を以下問合せ先までメールにて提出ください。

先端サービス実装コンソーシアム事業事務局

メールアドレス：jpabsmartservice@abeam.com

件名：【先端サービスコンソーシアムに関する問い合わせ】 貴団体名

9. 事業受託者の企業情報

社名	アビームコンサルティング株式会社 (英文表記 ABeam Consulting Ltd.)
設立	1981 年 (昭和 56 年) 4 月 1 日
資本金	62 億円
本社所在地	東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー
事業内容	マネジメントコンサルティング (経営診断・戦略立案・M&A・アライアンス) ビジネスプロセス コンサルティング (業務改革・組織改革・アウトソーシング) IT コンサルティング (IT 戦略・企画立案・システム開発・パッケージ導入・保守) アウトソーシング
URL	https://www.abeam.com/jp/ja/about/company/

Appendix① 別添資料一覧

西新宿先端技術サービス実装コンソーシアム 規約

様式 1：西新宿先端技術サービス実装コンソーシアム入会申込書

様式 2：活動計画書

様式 3：質問票

別紙 1：西新宿エリアの課題